

過疎対策事業債について

過疎対策事業債は、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年度～平成32年度)に基づき、過疎地域の市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債(借金)です。

【対象となる施設整備】 過疎法第12条及び同施行令第6条に定められている施設

産業振興施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資 ○産業の振興を図るために必要な市町村道及び市町村が管理する都道府県道並びに農道、林道、漁港・港湾施設 ○地場産業の振興に資する施設 ○中小企業の育成又は企業の導入もしくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所 ○観光、レクリエーションに関する施設 ○農林漁業の経営の近代化のための施設 ○商店街振興のために必要な共同利用施設 	厚生施設等 <ul style="list-style-type: none"> ○下水処理のための施設 ○一般廃棄物処理のための施設 ○火葬場 ○消防施設 ○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 ○障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設 ○保育所、児童館 ○認定こども園 ○市町村保健センター及び母子健康センター ○診療施設 ○簡易水道施設
交通通信施設	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村道及び市町村が管理する都道府県道、橋りょう ○農林道 ○電気通信に関する施設 ○交通の便に供するための自動車、渡船施設 ○住民の交通手段の確保又は地域間交流の促進のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両 ○除雪機械 	教育文化施設 <ul style="list-style-type: none"> ○市町村立の幼稚園 ○公立の小中学校の校舎、屋内運動場、屋外運動場、水泳プール、寄宿舎、教員住宅、スクールバス・ポート、学校給食施設・設備 ○図書館 ○公民館その他の集会施設 ○地域文化の振興等を図るための施設 <ul style="list-style-type: none"> ○自然エネルギーを利用するための施設 ○集落再編整備

【措置内容】

起債充当率(一般財源部分に充てることができる割合) : 100%

交付税算入額(後年度の普通交付税の算定基礎額にできる割合) : 70%

償還年数(据置年数) : 12年(3年)

【地方債計画】

平成28年度 4,200億円

平成29年度(見込) 4,500億円